写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

北海道労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　5,000 部
②「石綿ばく露チェック表」　1,500 部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

青森労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

岩手労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

宮城労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 （財）安全衛生技術試験協会理事長
2 （財）建設業振興基金理事長
3 （財）産業医学振興財団理事長
4 （社）セメント協会会長
5 （社）プレハブ建築協会会長
6 （社）ボイラ・クレーン安全協会会長
7 （社）建設産業専門団体連合会会長
8 （社）建設荷役車両安全技術協会会長
9 （社）建築業協会会長
10 （社）産業安全技術協会会長
11 （社）全国建設業協会会長
12 （社）全国建設産業団体連合会会長
13 （社）全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 （社）全国中小建設業協会会長
15 （社）全国中小建築工事業団体連合会会長
16 （社）全国労働衛生団体連合会会長
17 （社）全日本トラック協会会長
18 （社）日本クレーン協会会長
19 （社）日本中小型造船工業会会長
20 （社）日本ボイラ協会会長
21 （社）日本化学工業協会会長
22 （社）日本化学物質安全・情報センター会長
23 （社）日本機械工業連合会会長
24 （社）日本建設機械化協会会長
25 （社）日本建設機械工業会会長
26 （社）日本建設業団体連合会会長
27 （社）日本作業環境測定協会会長
28 （社）日本産業機械工業会会長
29 （社）日本自動車整備振興会連合会会長
30 （社）日本石綿協会会長
31 （社）日本倉庫協会会長
32 （社）日本造船工業会会長
33 （社）日本鉄鋼連盟会長
34 （社）日本鉄道建設業協会会長
35 （社）日本電機工業会会長
36 （社）日本電力建設業協会会長
37 （社）日本土木工業協会会長
38 （社）日本道路建設業協会会長
39 （社）日本保安用品協会会長
40 （社）日本民営鉄道協会会長
41 （社）日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 （社）住宅生産団体連合会会長
48 （社）全国建設機械器具リース業協会会長
49 （社）全日本建築士会会長
50 （社）日本ＤＩＹ協会会長
51 （社）日本エレベータ協会会長
52 （社）日本化学会会長
53 （社）日本建材産業協会会長
54 （社）日本建築家協会会長
55 （社）日本建築学会会長
56 （社）日本建築材料協会会長
57 （社）日本建築士会連合会会長
58 （社）日本建築士事務所協会連合会会長
59 （社）日本航空宇宙工業会会長
60 （社）日本産業車両協会会長
61 （社）日本自動車部品工業会会長
62 （社）日本舟艇工業会会長
63 （社）日本接着剤工業会会長
64 （社）日本塗料工業会会長
65 （社）日本舶用工業会会長
66 （社）日本ビルヂング協会連合会会長
67 （社）不動産協会理事長
（社）日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 （社）日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

秋田労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

山形労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

福島労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」 2,000 部
②「石綿ばく露チェック表」 1,000 部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

茨城労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

１　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

２　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

３　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　2,000部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

栃木労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

群馬労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

埼玉労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

１　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

２　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

３　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①　「石綿の認定基準が改正されました!!」　3,500部
②　「石綿ばく露チェック表」　2,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

千葉労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　3,000部
②「石綿ばく露チェック表」　2,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

東京労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　5,000部
②「石綿ばく露チェック表」　4,500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

神奈川労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①　「石綿の認定基準が改正されました!!」　5,000部
②　「石綿ばく露チェック表」　3,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

新潟労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

富山労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　500部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

石川労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

福井労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　500 部
②「石綿ばく露チェック表」　500 部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

山梨労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

長野労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

岐阜労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

静岡労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　2,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,500部

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

愛知労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　4,500部
②「石綿ばく露チェック表」　2,500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

三重労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500 部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000 部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

滋賀労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

京都労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　2,000部
②「石綿ばく露チェック表」　1,500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

大阪労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　5,000部
②「石綿ばく露チェック表」　3,500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

兵庫労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　4,000 部
②「石綿ばく露チェック表」　2,500 部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

奈良労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

和歌山労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000 部
②「石綿ばく露チェック表」　500 部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

鳥取労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

島根労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①　「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②　「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

岡山労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500 部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000 部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

広島労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　2,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第 1128003 号
平成 15 年 11 月 28 日

山口労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　2,000 部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000 部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

徳島労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

香川労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

愛媛労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

高知労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　500部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

福岡労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　4,000部
②「石綿ばく露チェック表」　2,000部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

佐賀労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　500部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

長崎労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長

23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

熊本労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

大分労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公　印　省　略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

宮崎労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

鹿児島労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,500部
②「石綿ばく露チェック表」　1,000部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長

写

基労補発第1128003号
平成15年11月28日

沖縄労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
（公印省略）

「石綿による疾病の認定基準について」の周知について

今般、標記認定基準を平成１５年９月１９日付けで改正し、この改正内容の周知用リーフレットを作成したところである。

ついては、リーフレットを別途送付するので、下記事項に留意の上、事業者、労災指定医療機関、都道府県医師会、地域産業保健センター等への周知・広報を図られたい。

なお、労災病院及び都道府県産業保健推進センターについては、本省より労働福祉事業団を通じ、また、別紙の事業者団体等については、本省より周知を依頼していることを申し添える。

記

1　周知の徹底について

「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」においては、「石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わるすべての医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図ることが肝要である。」との記載も付記されたように、石綿ばく露と疾病との関係については、関係機関において必ずしも十分な理解がなされていない面も見受けられることから、関係事業者及び労働者に加えて、医療機関に対して認定基準について幅広に周知することが重要な事項であること。

さらに、主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、「石綿ばく露チェック表」を策定したところであり、医療機関に対しては、このリーフレットの活用についても併せて周知されたい。

なお、医療機関への周知のうち、労災指定医療機関への周知については、労災保険情報センターとの連携にも十分配慮されたい。

2　関係課との連携について

石綿の使用等を原則的に禁止とする労働安全衛生施行令の改正が行われ、平成１６年１０月１日から施行されることとなっている。当該制度改正についても周知・広報を図ることとなっていることから、認定基準の周知に当たっては、安全衛生担当部署と連携を図り、集団指導、説明会、監督指導、個別指導等の機会を通じて効率的、効果的な周知を図られたい。

3　送付部数について

貴局への送付部数は次のとおりである。

①「石綿の認定基準が改正されました!!」　1,000部
②「石綿ばく露チェック表」　500部

別紙

事業者団体等リスト(89団体)

1 (財) 安全衛生技術試験協会理事長
2 (財) 建設業振興基金理事長
3 (財) 産業医学振興財団理事長
4 (社) セメント協会会長
5 (社) プレハブ建築協会会長
6 (社) ボイラ・クレーン安全協会会長
7 (社) 建設産業専門団体連合会会長
8 (社) 建設荷役車両安全技術協会会長
9 (社) 建築業協会会長
10 (社) 産業安全技術協会会長
11 (社) 全国建設業協会会長
12 (社) 全国建設産業団体連合会会長
13 (社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長
14 (社) 全国中小建設業協会会長
15 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
16 (社) 全国労働衛生団体連合会会長
17 (社) 全日本トラック協会会長
18 (社) 日本クレーン協会会長
19 (社) 日本中小型造船工業会会長
20 (社) 日本ボイラ協会会長
21 (社) 日本化学工業協会会長
22 (社) 日本化学物質安全・情報センター会長
23 (社) 日本機械工業連合会会長
24 (社) 日本建設機械化協会会長
25 (社) 日本建設機械工業会会長
26 (社) 日本建設業団体連合会会長
27 (社) 日本作業環境測定協会会長
28 (社) 日本産業機械工業会会長
29 (社) 日本自動車整備振興会連合会会長
30 (社) 日本石綿協会会長
31 (社) 日本倉庫協会会長
32 (社) 日本造船工業会会長
33 (社) 日本鉄鋼連盟会長
34 (社) 日本鉄道建設業協会会長
35 (社) 日本電機工業会会長
36 (社) 日本電力建設業協会会長
37 (社) 日本土木工業協会会長
38 (社) 日本道路建設業協会会長
39 (社) 日本保安用品協会会長
40 (社) 日本民営鉄道協会会長
41 (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長
42 大阪石綿紡織工業会会長
43 関西化学工業協会会長
44 建設業労働災害防止協会会長
45 鉱業労働災害防止協会会長
46 港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長
47 (社) 住宅生産団体連合会会長
48 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長
49 (社) 全日本建築士会会長
50 (社) 日本ＤＩＹ協会会長
51 (社) 日本エレベータ協会会長
52 (社) 日本化学会会長
53 (社) 日本建材産業協会会長
54 (社) 日本建築家協会会長
55 (社) 日本建築学会会長
56 (社) 日本建築材料協会会長
57 (社) 日本建築士会連合会会長
58 (社) 日本建築士事務所協会連合会会長
59 (社) 日本航空宇宙工業会会長
60 (社) 日本産業車両協会会長
61 (社) 日本自動車部品工業会会長
62 (社) 日本舟艇工業会会長
63 (社) 日本接着剤工業会会長
64 (社) 日本塗料工業会会長
65 (社) 日本舶用工業会会長
66 (社) 日本ビルヂング協会連合会会長
67 (社) 不動産協会理事長
(社) 日本経済団体連合会
68 労働政策本部安全衛生グループ長
69 (社) 日本自動車工業会会長
70 住宅リフォーム推進協議会会長
71 セメントファイバーボード工業組合理事長
72 せんい強化セメント板協会会長
73 全国石綿スレート協同組合連合会会長
74 日本窯業外装材協会会長
75 陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
76 林業・木材製造業労働災害防止協会会長
77 押出成形セメント板（ECP）協会会長
78 化成品工業協会会長
79 石油化学工業協会会長
80 石油連盟会長
81 全国建設業協同組合連合会会長
82 全国建設産業協会会長
83 全国社会保険労務士会連合会会長
84 中央労働災害防止協会会長
85 電気事業連合会会長
86 日本鉱業協会会長
87 日本鉄道車輌工業会会長
88 日本無機薬品協会会長
89 普通鋼電炉工業会会長